⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

⑾　［略］

［十二～十八　略］

２　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　次条第一号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合　次に掲げる書類

［⑴・⑵　略］

ロ　［略］

［四～十　略］

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二　法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

［二～十二　略］

（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条　法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六　法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからヘまで、ト（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

［七～十二　略］

（変更の届出を要する場合）

第二百三十二条の八　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

⑽　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

⑾　［同上］

［十二～十八　同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合　次に掲げる書類

［⑴・⑵　同上］

ロ　［同上］

［四～十　同上］

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二　［同上］

一　法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

［二～十二　同上］

（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条　［同上］

［一～五　同上］

六　法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからヘまで、ト（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

［七～十二　同上］

（変更の届出を要する場合）

第二百三十二条の八　［同上］

［一～五　同上］